

島原地域広域市町村圏組合 障害者活躍推進計画

機関名	島原地域広域市町村圏組合
任命権者	管理者 島原市長 古川 隆三郎
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題及び計画策定の方針	<p>令和元年6月から会計年度任用職員1名を雇用したことにより、令和7年4月1日現在は、法定雇用率を達成できている状況である。</p> <p>現在、職員40名（うち派遣職員11名）（※1）、会計年度任用職員23名（※2）の合計63名であり、令和8年7月から法定雇用率が3%となるため、今後、新たな事業等が始まり、職員を雇用した場合には、法定雇用率が達成できなくなる可能性がある。</p> <p>※1 職員は消防吏員を除く。</p> <p>※2 短時間勤務職員（20時間未満の職員）を除く。</p> <p>このたび、令和2年4月に策定した計画の期間が、令和6年度末で満了することから、令和7年度から5年間を新たな計画期間と定め、計画の改定を行うものである。</p> <p>本計画は、採用した障害者である職員の活躍に向け、更なる体制整備や各種取り組みを推進し、働きやすい職場づくりに向けて、取り組みを進めていく。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>計画期間において職員数が増加した場合には、法定雇用率を達成するため新規採用を行う。</p> <p>令和7年度 法定雇用率 2.8% 1名 【達成】 $(63 \times 2.8\% = 1.764)$ 小数点以下は切捨てであるため1名</p> <p>令和8年7月から法定雇用率が3%となり、翌年度から新たに事業等が始まり、職員数が4名増加して、67名以上となる場合には、職員全員に対し、障害者であることの申告を再度呼びかける。</p> <p>なお、法定雇用率が達成できない場合には、早急に対応する必要があるため、事業年度の4月に会計年度任用職員の障害者採用を目指す。</p>
②定着に関する目標	現在勤務する障害者である職員の不本意な離職者の防止。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進	<p>○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員</p>

<p>する体制整備</p>	<p>の相談窓口を設定し、当該職員へ通知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、障害者である職員と面談を行い、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<p>○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>